第六条第一号ロ(3)及び(4)	（略）
介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
（略）	（略）
第七条第一項第一号イ	第四条第一項第一号イ(1)
当該前期高齢者交付金の額	当該前期高齢者交付金の額に法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を加えた額
第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第七条第一項第一号ロ	第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
（略）	（略）
第七条第一項第二号イ	第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号
第七条第一項第二号ロ	（略）	（略）
第七条第一項第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五に定める基準に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額
（略）	（略）	（略）

（平成二十年度から平成三十年度までの各年度における別表第一に定める率の特例）

第四条　平成二十年度から平成三十年度までの各年度においては、法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものに対する別表第一の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

第六条第一号ロ(3)及び(4)	（略）
介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
（略）	（略）
第七条第一項第一号イ	第四条第一項第一号イ(1)
第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第七条第一項第一号ロ	第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
（略）	（略）
第七条第一項第二号イ	第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号
第七条第一項第二号ロ	（略）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（平成二十年度から平成二十九年度までの各年度における別表第一に定める率の特例）

第四条　平成二十年度から平成二十九年度までの各年度においては、法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものに対する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。